

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 大気汚染防止法（以下「法」という。）第二条第十二項の特定建築材料として、石綿を含有する断熱材等を追加すること。
（第三条の三関係）

第二 法第二条第十二項の特定粉じん排出等作業について、規模等の要件を撤廃すること。

（第三条の四関係）

第三 この政令は、平成十八年三月一日から施行すること。

（附則関係）